

防衛省訓令第97号

駐留軍の航空機事故等に起因する捜索及び救難作業等のため提供された地方公共団体等の役務に対する見舞金の支給に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

駐留軍の航空機事故等に起因する捜索及び救難作業等のため提供された地方公共団体等の役務に対する見舞金の支給に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、「駐留軍の航空機事故等に起因する捜索および救難作業等のため提供された地方公共団体等の役務に対する見舞金の支給について」(昭和30年12月9日閣議了解)に定める見舞金(以下「見舞金」という。)の支給手続等に関して定めるものとする。

(状況の調査)

第2条 地方防衛局長(東海防衛支局長を含む。以下同

じ。)は、駐留軍による航空機事故、施設及び区域内の火災、物件の爆発崩壊等の事案の発生を知ったときは、遅滞なく、その状況の調査を行うものとする。

(申請書等の提出)

第3条 地方防衛局長は、前条の事案が発生し、地方公共団体又は民間人が出動したときは、地方公共団体の長をして、別記第1号様式による申請書並びに別記第2号様式による日当請求内訳書、別記第3号様式による経費請求内訳書及び別記第4号様式による出動(要請)証明書を提出させるものとする。

(経費の種類)

第4条 消防吏員又は消防団員が出動した場合の経費のうち、防衛大臣の定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 自動車等及び舟艇の燃料実費
- (2) 自動車等及び舟艇の借上料
- (3) 米側当事者の死体収容に要した費用
- (4) 米側当事者の医療応急措置費
- (5) 警備のための縄、電池、竹、くい用木材及び

## 薪炭の損失実費

(6) 捜索、救難、警備作業及び消防活動のため使用した機械器具、ワイヤー及びロープの損失実費

(7) 消防活動に使用した化学薬品の損失実費

2 前項に規定する経費以外の経費については、その都度、防衛大臣に協議し、その指示により処理するものとする。

(見舞金の査定及び支払)

第5条 地方防衛局長は、第3条の規定により地方公共団体の長から申請書等の提出があったときは、該当事案について、出勤人員、日当、経費等の調査、確認を行うものとする。

2 地方防衛局長は、前項の規定による調査、確認の結果、見舞金を支給する必要があると認めたときは、別表により当該見舞金の査定を行い、別記第5号様式により査定調書を作成し、支払のため必要な措置を採るものとする。

3 地方防衛局長は、第1項の規定による調査、確認の結果、見舞金を支給する必要がないと認めたときは、理由を付して、その旨を申請地方公共団体の長に通知するものとする。

(協議)

第6条 地方防衛局長は、見舞金の支給について疑義があるときは、その都度、防衛大臣に協議し、その指示により処理するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

別表（第5条関係）

算 定 基 準

（日当の場合）

出動区分	査 定 の 方 法	算定のための確認範囲
消防吏員が出動したとき。	1 市町村条例（東京都特別区にあつては都条例。以下同じ。）に基づく消防規定に定める出動手当の額に出動人員を乗じて得た額 2 市町村条例に出動手当の定めのないときは、出動1回につき200円に出動人員を乗じて得た額	出動人員については、出動手当支給簿及び出動日誌等の関係帳票による。
消防団員が出動したとき。	1 火災鎮圧のため出動したときは、市町村条例に基づく消防規定に定める出動手当の額に出動人員を乗じて得た額 2 火災鎮圧のため出動した場合で市町村条例に出動手当の定めのないときは、出動1回につき200円に出動人員を乗じて得た額 3 捜索及び救難のため出動したときは、市町村条例に基づく消防規定に定める出動手当の額に出動人員を乗じて得た額 4 捜索及び救難のため出動した場合で市町村条例に出動手当の定めのないときは、出動1回につき200円に出動人員を乗じて得た額	
その他の民間人が出動したとき。	出動1回につき200円に出動人員を乗じて得た額	出動人員については、要請地方公共団体による出動（要請）証明書及び出動人員名簿等の関係帳票による。

（経費の場合）

種 類	算 定 の 方 法	算定のための確認範囲
炊出費	消防団員及び民間人が出動し、炊出しを行った場合は、1昼夜につき2食までとし、1食50円以内の額に出動人員を乗じて得た額	炊出費については、請求書、受領証、購入伝票その他経理関係帳票による。
自動車等及び舟艇の燃料実費	実使用量に購入単価を乗じて得た額	実使用量については、車両及び舟艇の型式、性能、走行距離及び消費量等（ポンプについては、

		型式、規格及び使用時間等)を運転日誌及び燃料受払台帳等関係帳票による。購入単価については、請求書、受領証及び購入伝票その他経理関係帳票による。
自動車等及び舟艇の借上料	借上料実費	借上先、請求書及び受領証その他経理関係帳票による。
米側当事者の死体収容に要した費用	担架、棺代及び運送に要した費用	請求書及び受領証その他経理関係帳票による。
米側当事者の医療応急措置費	負傷者の収容、死傷者の医療処置及び応診車代の実費。ただし、医療的措置については、医師、看護師等が処置した場合に限る。	請求書及び受領証その他経理関係帳票による。
警備のための縄、電池、竹、くい用木材及び薪炭の損失実費	実使用量に購入単価を乗じて得た額	実使用量については、出動日誌及び受払台帳等関係帳票による。購入単価については、請求書、受領証及び購入伝票その他経理関係帳票による。
捜索、救難、警備作業及び消防活動のため使用した機械器具、ワイヤー及びロープの損失実費	実使用量等に購入単価を乗じて得た額	実使用量については、出動日誌及び受払台帳等関係帳票(機械器具については、型式、規格及び使用時間等)による。購入単価については、請求書、受領証及び購入伝票その他経理関係帳票による。
消防活動に使用した化学薬品の損失実費	実使用量に購入単価を乗じて得た額	実使用量については、出動日誌及び受払台帳等関係帳票による。購入単価については、請求書、受領証及び購入伝票その他経理関係帳票による。

(別記)

第1号様式 (第3条関係)

# 申 請 書

申請金額 \_\_\_\_\_

ただし、別紙内訳書、出勤（要請）証明書のとおり。  
上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長

申請団体住所  
申請団体代表者

印

第2号様式 (第3条関係)

日 当 請 求 内 訳 書

所 属	氏 名	出 動 時 間	単 価	金 額
		年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで	円	円

計 消防吏員 名  
消防団員 名  
民間人 名



第3号様式 (第3条関係)

経費請求内訳書

品目	数量	単価	金額	備考
		円	円	

第4号様式（第3条関係）

出 動（要 請） 証 明 書

- 1 事故発生年月日 平成 年 月 日
- 2 事故発生場所
- 3 事 故 概 要
- 4 出動（要請）した人員及び所属  
消防吏員 名  
消防団員 名  
民間人 名

上記のとおり出動（要請）したことを証明する。

平成 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長

出動（要請）団体代表者 印

第5号様式 (第5条関係)

査 定 調 書

発生年月日時間

発 生 場 所

1 日 当

消防吏員

名

単価×

名=

単価×

名=

消防団員

名

単価×

名=

単価×

名=

民間人

名

単価×

名=

計

円

2 経 費

炊出し

食： 単価×

食=

燃 料

g又はℓ:単価×

g又はℓ=

借上料

医療応急措置等実費

機械器具等の損失実費

3 申 請 額 日当+経費=

査 定 額 日当+経費=

A 4